

勘解由相公藤原有国伝：一家司層文人の生涯

今井，源衛

<https://doi.org/10.15017/2332752>

出版情報：文學研究. 71, pp.23-60, 1974-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



勘解由相公藤原有国伝

——一家司層文人の生涯——

序

今 井 源 衛

一条朝に生きた文人、勘解由相公藤原有国について、特別に研究されたものは従来見られないようである。彼は、当時むしろすぐれた公卿として名があった。続本朝往生伝に、一条朝の人材輩出を讃えた文中、九卿の一人としてその名を挙げるのがよい例である。しかし二中暦には詩人暦にその名を見、現存する実作としては、本朝麗藻所収十六首は決して少しとしない。その他にも、類聚句題抄に四首、本朝文粹に序一篇、和漢兼作集に一首、中右記部類紙背に一首を遺し、江談抄その他に数多くの説話が伝えられている。その中には、保胤や惟成らと対等の扱いを受けたものもある。大江広綱は有国の詩集を編んだといひ（江談抄五）、通憲入道藏書目録、本朝書籍目録ともに勘解由相公集二巻という。公卿としての名と共に、詩人の名が高かったことも確かであろう。又その上に、公任や長能ら歌人との交際もあり、彼自身の歌もある。有国は、色々の点で平均的な当代の官人の水準をかなり越えた人物であつたらしい。彼にとつて、学問や詩や歌とはいったい何であつたのか。その事が彼の経歴と絡んで、私の興味を惹くのである。従来から、有国は道長の側近としてもっとも要領よく生きた儒官であるとしばしば史家によつて評されているようであり、また、この評は大綱に於いて誤っていないと私も考える。そう

いう生涯を俗物の一語で貶めることはたやすいが、それがその時代にとって、どこまで切実、不可避であり、またどこから先が有国自身の生得の性として責任を負わされるものかも、もうすこし深く考えてみるべきだと思われる。体制的とか反体制的とか学者の在り方をめぐって論ぜられることの多い今日、古代の一人の学者の生涯をたどってみるのも、無意味ではあるまい。

一

藤原有国は、もともとは「在国」がその名であり、「有国」は長徳二年正月改名以後の称である。今、それに従って、改名以前は「在国」と記すことにする。

在国の父は輔道。内暦系で、系図を示せば、内暦―真夏―浜雄―家宗―弘蔭―繁時―輔道、となる。この中、参議に至ったのは真夏（右中将・刑部卿）・家宗（勘解由長官・左大弁）だけで、浜雄は従五位下民部少輔、弘蔭は従五位上、阿波・相模・日向の各国守を、繁時も正五位下（従四位下とも）、日向・伊勢・肥後の各国守を歴任しており、受領階級の一家である。ただし注目すべきは、弘蔭・繁時ともに大学頭を勤めていることであり、家宗も弁官であったことからみると、家宗のころからいわゆる起家の儒家の面影を漸次濃くしていたものであろうか。ただし、かれら三人すべて詩の実作は伝わらない。また弘蔭の弟に伊勢守継蔭があり、その娘が後の大歌人伊勢御である。だから伊勢の子の中務と輔道とはまたいとの関係にある。

輔道自身については、周防・隠岐・薩摩・豊前の各国守・大宰少弐に歴任、正五位下に達したとのみで、詳しくは不明である。

輔道には三人の男児があり、尊卑分脈には、孝友・為国・有国の順に記す。孝友は従五位下大宰少貳、為国は従五位下とあるが、それまた他には伝えるところがない。

有国の母については、尊卑分脈には近江守源守俊の女という。源守俊なる人物は、醍醐源氏にその名が見えるが、時代がやや下り過ぎるので別人らしい。また公卿補任には近江守清俊の女というが、尊卑分脈には室町中期の参議藤原清継の男にこの名が見えるのみで、該当者はいない。

有国の誕生は、天慶六年（九四三）である。小右記寛弘八年七月十一日薨条に六十九歳と明記がある外、公卿補任の年齢記載に徴しても、逆算してこうなるのは動くまい。後述の長保四年（一〇〇二）八月十八日に道長邸で催された和歌会に出席し、「讀法華經廿八品和歌序」（本朝文粹十一）を作ったが、その一節に、

有参議彈正大弼藤原有国者、霜鬢已冷、懺五十九非於遽伯玉之詞

とあるのも、莊子、則陽篇に、「遽伯玉、行年六十而六十化……知今之所謂是五十九非也」云々とあるのに拠ったもので、当年六十歳であることを示しており、これは、右の年齢計算にも合致するのである。

在国の幼年時代を語る資料は、ほとんどないが、かれが菅原文時に就いて学んだことだけは、後に云う安和二年三月十三日の在衡山莊尚齒会の詩に「身猶未^{*}学吾師老、年少門人涙易^{*}零」と言い、その自注に「師匠吏部員外侍郎（文時）預^{*}三七叟座、在国猶相従、偶逢^{*}此会、故云」とあることによって分る。その就学の期間は明らかではないが、おそらくは十台の後半には師事し始めたのではなからうか。

次ぎに、その動静を具体的に語る最初の記事は応和三年（九六三）三月十九日文章得業生三善道統宅で行われた、いわゆる「善秀才宅詩合」に出席したことである。時に在国二十一歳。この詩合は群書類従にも収められて

いて有名であるが、その出席者は左が、茂能（賀茂保胤）・藤政（藤原秀孝）・橘能（橘正通）・藤賢（藤原在国）・高誉（高丘重名）・三二（三善篤信）であり、右が、高俊（高丘相如）・橘宣（橘倚平）・茂興（加茂保章）・源澄（源為憲）・高文（高丘兼弘）・文慎（文室如正）の十二人、講師は左が秀孝、右が橘倚平、判者は菅原篤茂、藤原行葛、三善道統である。在国はその第三番に「紅霞間緑樹」の題の下に右方の源為憲と詩を合せた。

紅霞数片幾悠然

緑樹間来似不鮮

色映新籠堤柳黛

光燒半秘嶺松煙

陰遮密葉一虹浮曉

彩礙繁枝日落天

密「蜜」（日本詩紀）

極眼將穿林下路

蒼々未辨惱情田

この詩と合わせた源為憲の「春樹春霞無完粧」云々の七律とを比較すれば、後者の文字が奇異を狙い誇張を感じしめるのに対して、鮮烈の印象には欠けるものの、穩雅で対句も無難で整っているところを良しとされたのであろうか。

又、そのころ在国がすでに官途に上っていたか否かは明らかではないが、この家の主人の三善道統がなお文章得業生であったこと、また彼がおそらくは先輩格であったが為に、篤茂、行葛と共に判者になったことを思えば、在国らがなおそれよりも年若い学生の身分であったかと思われるのである。

さらに翌康保元年三月十五日には、叡山西坂本に於いてはじめて勸学会が開かれた。本朝文粹卷十に見える保胤の詩序、「五言、暮秋勸学会於禪林寺、聽講法華經、同賦聚沙為仏塔」には、「台山禪侶二十口、翰林書生二十人、共作仏事、曰勸学会焉」云々という。勸学会に関する詩の作者としては、本朝文粹その他によ

って高階積善、紀齊名、大江以言、源俊賢、大江匡衡らの名が明らかであるが、源為憲の三宝絵にも勸学会に關する一章があり、為憲もまた右の会衆、「翰林書生二十人」の中の一人であったと推定されている。在国と保胤・為憲らとの交遊は右の如くであるが、本朝麗藻下にも「暮秋勸学会、於法興院聽講法華經」、同賦「世尊大恩」と題した詩が高階積善と在国各一首ずつ見えており、在国の詩の後半二聯に、

円頂戴来難思議

両肩荷負不堪任

春秋十有九年後

此会中興契古今

と述べているが、これは、勸学会創始當時のことを十九年の後、永觀元年に想起したものである。またかれは、やや後年天元五年（九八二）、石見国から任期満ちて帰洛し、橘直幹の來訪を得た折の懷旧の詩の序文に、「康保年中」の「文友廿有余輩」をあげて、

左少丞菅祭酒（資忠）・兵部藤侍郎・太子学士藤尚書（藤原惟成）・肥州平刺史（惟仲）・美州源別駕・前藤総

州・李部源夕郎・慶内史（保胤）・高外史（高丘相如）是也。如彼前日州橘大守（倚平）・柱下菅大夫（輔昭）・

工部橘郎中（正通）……三著作（三善篤信）

の名を記している。ここに列挙された人々が、おおむね康保年中、すなわち在国二十歳台の交友とみてよいであろう。その中に保胤・相如・篤信ら、先の『善秀才宅詩合』の出席者の顔も見える。おそらくは勸学会創始當時の保胤のいう「翰林書生二十人」と、在国後年の回想にいう「文友廿有余輩」とは一致する所が多いだろう。思えば在国の青年時代は、その家庭環境こそ皆目分らないけれども、すぐれた友人に恵まれていた点で幸福だったと云えるのであろう。そして、勸学会の人々がそうであったように、かれもまた時代の最先端をゆく青年詩人の

一人に相違なかったのである。

なお、この青年時代の逸話が、今鏡九に見える。有国がまだ「下薦」だった時、父輔道が豊前守となつて下つたのに従つて西下したが、父は任地で病死したので、有国は泰山府君を祭つて祈つたところ、父は蘇生し、人々に語つて云うには、「炎魔の庁で、立派な祭りを行つたのに免じて輔道を娑婆に返そう。その代りに、有国を禁制の泰山府君を祭つた罰として冥土に呼ぼう」という意見が出たけれど、他の人が、輔道は親孝行だから許してやろうといつて、親子共助かつて帰つた」と。この話は古事談二・十訓抄十などに見えて、当時有名な話だったらしい。奇怪の内容はこの種の説話として当然ながら、有国が親思いだったという点は、認めてよいのではなからうか。それは、友情にも厚いことにおのずから通ずるであらう。

二

在国の官歴が最初に記録に現われるのは、翌康保四年九月、東宮雑色に補されたとの公卿補任（正暦元年初めて公卿に列する際の尻付）の記述である。時に在国二十五歳。時の東宮は守平親王、後の円融天皇である。五月二十五日冷泉天皇踐祚に伴う立太子直後の人事であるが、在国が如何なる手ずるでこの東宮の側近になり得たのかその事情は知り難いが、この事が以後彼の生涯を左右する上に大きな力があつたことは明らかである。

その翌安和二年三月十三日、在国は大納言藤原在衡の尚齒会に参会し、詩を作つた。その会には当日の出席者に、主人在衡（七十）の外、在国の師の文時（この時）^{（八十）}・散位藤原雅材（七十）^{（才）}・藤原正光（在衡男）^{（才）}・弾正大弼源信正・大内記紀伊輔・安芸権守三善道統・武蔵権守藤原斯生・右大史坂合郎以方・右少史坂本高直・兵部少丞清原佐

時・前文章得業生菅原資忠・文章得業王藤原忠輔（国光男）・学生高丘相如・学生賀茂保胤・大舍人助藤原忠賢・学生三善輔忠・学生林相門らがあり、翌日追和の詩を献じたものに右少丞菅原輔正があった。在国もまた「学生藤原在国」である。出席者には在衡の近親者と共に、文時・雅材を長老として、例によって道統・資忠・相如・保胤らの顔が見え、文章道の先輩、学生たちである。在衡は文雅の人として知られていたが、この尚齒会に有国が招かれたことは、地位は卑くとも、そうした将来有為の人物の一人として目されていた有力な証拠である。

その年八月、かれは藏人所雑色となった。それより先三月廿五日には、いわゆる安和の変が起り、源高明らが失脚、京中の騒動となったが、この人事が、それと多少とも関係のあるものか否かは、雑色という卑官だけに何とも云えない。

その後二年間は、特別の動静を知り得ないが、天祿二年（九七二）に至ると、正月の除目に、在国は藏人の労によって播磨大掾の職を得た。しかしその後現地に赴任したかどうか疑わしい。というのは、同年四月三日には延暦寺講堂その他の落慶供養に参列しており（日本紀略、天台座主記、叡岳要記等）、また叡岳要記には、その行事の上卿は道長、御誦経勅使は菅原文時、弁は「右大弁藤原朝臣在国」が勤めたとある。またその翌年には冷泉院判官代にも補されており（公卿補任尻付）、この間在京の形跡がいちじるしい。「右大弁」は従四位相当官であって、正七位下相当の播磨大掾とは大きな懸隔があるから、この叡岳要記の「右大弁」は、在国の後年の官を編纂時に記したものだと思われるけれども、とにかくこの年に在京していたことは間違いないであろう。播磨大掾は遙任で、いわゆる揚名の官でもあったのだろうか。

その後また三か年ほど、在国の動静は不明な点が多い。知られるかぎりの資料を挙げると、貞元元年にはその息

広業が生れている（万寿五年五十二歳で死去。分脈）。広業の母は越前守斯成女とあるが詳しくは分らない。また、分脈によれば、広業は貞嗣（母は周防守義友女・基嗣につぐ第三子の如く記されており、ことに貞嗣は、従五位上・丹波守となつて、正暦元年（九九〇）歿となっている。正暦元年歿は誤らしい（事実とすれば、貞嗣は九五〇年以前には生れているであろう。時に有国八歳未満となる）が、この二人が、広業よりも先に生れている可能性は多い。広業の生れたとき、有国は三十四才であるから、彼が第一子であつたとは思えない。有国が周防守義友女や越前守斯成女と結婚したのが何時ごろかは明らかでないが、おそらく東宮雑色となつた二十歳台の中頃には、すでに結婚生活に入つていとみてよいのではあるまいか。

翌、貞元二年（九七七）正月の除目には、在国は従五位下に叙せられた。これは、朱雀院の垣ならびに水亭を造つた功によるという（公卿補任）。これによつてみれば、その前年あるいは前々年あたりまでは、やはり在京している気配である。又、朱雀院の垣や「水亭」の造営がいかほどの規模かは分らないが、貧しい書生上りの役人のなする事とも思えない。遷任とはいへ播磨大掾の利権がその収入に与つて力があつたのか、あるいは殿上の藏人勤仕がそうした実力を養つたものか。また、あるいはこのころから、兼家に愛顧を受け始めていたのであるか。

翌貞元三年九月二十一日、三十六歳の在国は石見守となり、さらに翌年三月二十八日、従五位に昇叙された。円融天皇の石清水八幡宮行幸の折の奉納の願文を作つた功に依るものという。紀略によれば三月二十七日の石清水臨時祭に行幸があり、男踏歌が催されたとあるから、その折のものであろう。石見守発令後、半歳以上在京していたことになる。

三

在国が石見守の任期を終って帰京したのは、天元五年（九八二）秋のことである。本朝麗藻下所収の「初冬感李部橋侍郎（直幹）見過懷旧命飲詩并序」に、序して

予天元五載、石州秩罷、秋初歸洛、自秋暨冬、閑宣風坊宅矣。橋李部過于家門、盍懷旧之義也。

時也宅荒主貧、交芳志切。眷恋留連、日將及昏。于嗟康保年中、文友廿有余輩、或昇青雲之上、交談遙隔、或歸黃壤之中、存没共離、其余多執臺省之繁務、亦割刺史之遠符、居止接近、日不暇給。（中略）便知君我之相逢、誠是平生之樂事也。推得忘年之友、偶令閑日之談云爾

とある。中略の部分には、前に引いた通り、菅原資忠・藤原惟成・平惟仲・慶滋保胤・高丘相如・橘倚平・菅原輔昭・橘正通・三統篤信その他の人の官名を挙げ、これら旧友たちが、今ではあるいは高官に列して、身分が隔ってしまったたり、あるいは故人となりあるいは公務多端であったり、地方官として遠地に離れていたりして、ゆつくりと話を交すいとまもないことを述べている。留守中に自宅が荒れてしまったこと、また邸の主人が貧しいことなど、その文字のままに信ずれば、石見国在任中に少くとも貪吏ではなかったと思われる。また、その留守中天元四年九月に師の菅原文時が八十三歳で亡くなっているのも、橘倚平・菅原輔昭・橘正通・三統篤信ら旧友の死去とともに、一入感慨の深いものがあつたにちがいない。またその詩一篇は、

閑居情感被何催

門巷蕭条稀客来

偶遇芝蘭芳契友

宣風坊裏一傾盃

勘解由相公藤原有国傳（今井）

帰京後の閑居の中に、旧友と盃を交わす心境がうかがえる。

帰京の年の晩秋九月十五日、在国は法興院に再興された勸学会に列し、詩作した。

勸学会中聴_ニ法音_一

世尊未_レ報_ニ大恩心_一

以_ニ虚空_一較空猶狹

斟_ニ巨海_一論海豈深

円頂戴来難_ニ思議_一

両肩荷貧不_レ堪_レ任

春秋十有九年後

此会中興契_ニ古今_一

これを永観元年の作と察するのは、「春秋十有九年後」を、前述の如く、勸学会創始以来十九年と解したからである。この時には、高階積善も列席、詩作したが、その詩序に、「近世以降、会衆之鐘不_レ聞」云々の長文を綴って、勸学会は創始後間もなく廃絶して久しきに及んだが、その事を耳にした左大臣（源雅信）が旧風の墜ちることを嘆じて、法興院に於いて再興を許したと、その趣旨を述べており、事情は明らかである。文中「僧俗纔五六人、適遇_ニ洛陽中_一、議以_ニ復旧之計_一」とあり、在国はこの僧俗五六人の中の一人だったのである。在国がいかにその青年時代を懐かしんでいたかが、察せられるのである。

年を越えて、永観二年二月一日に、在国は越後守に任ぜられた。このことは公卿補任に見え、尊卑分脈にも「石見越後守」とあるので、一見信すべきではあるが、かれが越後に赴任したことを傍証する資料は見当らず、むしろそれを否定するものがある。すなわち同年八月二十八日に在国は東宮（懷仁親王）に昇殿を許され、また翌々寛和二年六月二十三日、花山天皇脱履の折には、「以_ニ本宮侍臣_一昇殿（公卿補任）」した。これは在国は一条天皇の東宮時代の侍臣だったので、その即位と共に昇殿を許された、の意であろう。とすれば、永観二年八月に東宮昇殿を許されて

以後、約二年間在京して東宮のお側仕えをしていたわけで、越後へは赴任しなかったとせねばならない。なお、寛和元年に男の斉慶が生れており（分脈に万寿元年四十才とあるにより、逆算）、さらにつづいて同二年に、有慶が生れている（分脈に延久三年滅八十才とあるにより、逆算）のも、この間の在国の在京を語るに有利な材料かもしれない。おそらくは円融天皇朝の藏人所雑色勤仕の縁もあって、懷仁親王の側近に取り立てられ、さらにその即位と共に、昇殿の運びに至ったものであろう。さらに翌月七月二十三日には、石見守の功を以て正五位下に叙せられ、翌八月十三日には、遷任の越後守を解いて左少弁に任ぜられ、さらに十一月二十三日に至って、正式に藏人に補せられたのである。そして、その間十月二十日には「大史」の官名を以て延暦寺あての太政官符に署名している（延暦寺護国縁起）。六月二十三日の花山院脱履、一条天皇即位という劇的な政変を境にして、在国はたしかに時勢を得たのである。そしてこの辺の事情については、後世の編ではあるが、二・三の説話集に伝えるところがある。その一は、江談抄三に、

有国以ニ名簿ニ与ニ惟成一事

有国以ニ名簿ニ与ニ於惟成一、人々驚曰、藤賢式大往日一隻也、何敢以如此、有国答曰、入三人之跨一、欲レ超三万人之首一

とある。「藤賢」は在国の字、^{あざな}「式大」は藤原惟成の字である。惟成の弁が永観二年八月花山帝即位と共に、その東宮時代の側近であったことによつて取り立てられ、帝の叔父の義懐とともに政治を切り回したことは有名であるが、在国は、この時新朝に取り入ろうとして、惟成にあえて家臣の礼をとったというのであろう。惟成は前述の如く、在国みずから「康保年中文友廿余輩」の一人に算える人物であり、人々が、在国と惟成が青年のころ学問の上で好敵手であったことを思つて、この在国の態度を卑屈と解したことも理解できなくはない。しかしなが

ら、実は、在国の永観二年八月の東宮（二条）昇殿の裏に惟成ら花山新朝の特別の好意があったとは考えにくいであろう。もしかかれがそのように卑屈な態度をとって花山朝に取り入ったならば、わずか二年後の政変の際、一条朝政権によってただちに右のような拔擢を受けるはずもなかったであろう。いったいに江談抄の所伝の裏には、常に儒家嫡流を以て任ずる大江家の、新興儒家いわゆる起家に対する蔑視が潜んでいるように感じられるのであるが、ここもまたその例ではなからうか。

この推測を裏付ける他の一事は、江談抄二に、「惟成弁失錯事」と題する条である。有国が蔵人頭だった時、着駄の解文を取り違えたが、惟成弁がその失錯を知りながら、そのまま陣座で読み上げた。との趣旨で、これも有国・惟成に対する悪意があらわであるが、実は、在国が蔵人頭となしたのは正暦元年五月のことであり、惟成はその前年の十一月に死去して、この話はでたらめなのである。花山新朝発足時に、在国に何らかの行為があったとしても、このように悪く解すべき事かどうか疑わしく、又、そのような事で在国が官途を誤った形跡もない。かれが一条朝に入って拔擢された気配の見えるのも、前朝以来の自然な推移だったと思われる。

四

蔵人敘任後の在国の動静を語る資料は、それ以前に比してにわかに増加する。新任の翌永延元年正月七日には、実資邸を訪れて、今日の物忌のこと、宣命文のことについて相談をし、三月二十八日には摂政兼家の春日詣でに供奉、翌日祭文を読んだ。また六月六日には実資の病氣を見舞っている（いづれも）（小右記）。翌七月十一日に菅原資仲の死去の後任として右中弁に転じ、十月十四日には、さらに左中弁に進み、従四位下に敘せられた。この日一条天

皇が枇杷第に行幸あり、在国はその家司の故を以てであるという(公卿補任)。この日の行幸については、紀略・扶桑略記・公卿補任同年条等、摂政兼家の東三条第に行幸があったとする。枇杷第行幸をいうのは、この公卿補任正暦元年条のみである。拾芥抄によれば、東三条第と枇杷第とは別であり、公卿補任に枇杷第とあるのは誤りであろう。もっとも、在国が兼家の家司となっていたことは後に引く栄花物語の記事にも明らかで、兼家の孫に当る一条天皇東宮時代からの側近であった在国が、兼家に対して臣従の礼をとっていたことは当然といえる。かれが何時ごろから、兼家とそうした関係に入っていたかは明らかでないが、おそらくは安和二年蔵人所の雑色となった頃からのつながりではなからうか。永観二年越後守に任ぜられながら赴任しなかったのも、背後に兼家の権威を想定すべきことかもしれない。とにかく、この日の行幸に当っては、東三条院の歓迎行事の万般を家司の長として指揮する立場にあったのであろう。有国は、翌十一月十一日には従四位上に叙され(辨官補任)、同月十九日には還り昇殿を許された(職事補任)。なお弁官補任はこの年三十六歳とし、職事補任に「有国改、左少弁正五位下」とあるのは、ともに誤りである。改名のことについてのみいえば、小右記・権記等、長徳二年正月の改名に至るまで、すべて「在国」の文字を用いている。

永延二年に入ると、正月の除目に信濃権守を兼任、二月末には、これを改めて周防権守の兼任となる(二条共紀略)。八月二十一日に童相撲の右方人となり、九月二十日齋宮群行の儀に奉仕し、十月三日の小除目に、蔵人頭昇叙の件につき、天皇の仰言を伝えている(小右記)。左中弁として普通の公務のみである。また、この年三月二十五日に、摂政兼家の六十賀が内裏常寧殿で催されたが、栄花物語さまざまの悦びには

殿の家司ども皆よろこびしたる中にも、有国・惟仲を大殿いみじきものに思しめしたり。有国は左中

弁、惟仲は右中弁にて、世のおぼえ、才なども、人よりことなる人々にて、各この度も加階して、いみじうめでたし

とある。在国は平惟仲と共に兼家の家司として信用厚く、世評も高かったのである。

翌、永延三年三月二十三日には、在国は春日社行幸に供奉し、『あくる四月五日にその折の行事の賞として正四位下に昇叙され、右大弁に進んだ。それと共にかれの青年時代からのライバルともいべき平惟仲も左中弁に任じ、在国と同僚として勤めることになった。

なお、在国のこの頃の詩作に、本朝麗藻下懷旧部所収の一篇がある。

秋日会_三宜風坊亭_一、与_三翰林善学士_一（道統）、吏部橘侍郎（直幹）、御史江中丞（匡衡）、能州前刺史、参州前員外刺史、藤茂才、連貢士_一、懷_レ旧命_レ飲。

自_三迄_三榮利_一別_三文寶_一 酌_レ酒吟_レ詩亦不_レ親

聚_レ雪窓中_三益友_一 宣風坊北一尋辰

心如_三少日_一紅顔昔 齒及_三殘秋_一白髮新

嘉説交談俱在_レ我 泣言_三運命_一各由_レ人

藤尚書恨藏_三山月_一 慶内史悲遁_三俗塵_一

（原注）藤尚書、慶内史、共是旧日詩友、落飾入道、両別_三詩酒_一、余以有_レ恨、故云、不_レ若聊成_三懷旧

飲_一 憂腸平忘養_三精神_一

原注のいう藤尚書（惟成）、慶内史（保胤）の落飾の時期は、惟成が寛和二年六月、保胤は永延元年四月であり、

さらに惟成は永祚元年十一月に死去している。故にこの詩作の時期は永延元年から三年（永祚元）へかけての秋である。一条朝に入って漸く公務多忙を加える中であって、一日、道統・直幹・匡衡らの詩友を自邸に迎え、詩酒の間に懷旧の情を嘆じたものだが、初老をむかえてひとしお旧友を懷しむ在国の感慨が共感をよぶ。在国は同年十月十三日春宮権亮を兼ねた。またこれより先九月廿九日に朝廷は園城寺の余慶を天台座主に補したが、園城寺とかねてから不和の延暦寺慈覚門徒の怒りを買ひ、翌三十日に叡山に登った宣命使は、途中で宣命を奪われ追ひ返されるという騒ぎとなった。この為、朝廷は、慈覚門徒の宥和の為に、あらたに在国を勅使として十月二十九日に派遣した。在国は自ら宣命の文を作り、それを延暦寺の前唐院に於いて読んだが、その文中には「獅子身中虫」の文字があったという（扶桑略記）。延暦寺護国縁起にも、この宣命が掲出されているが、問題の「獅子身中虫」の文字はない。その僧侶たちへの強い非難の語調を忌み削ったものであるか。在国は非常困難の事態に臨んで、この重大任務に選ばれ、且つ、厳しい態度を以て、その任務を完うしたらしい。その人物の器量を察するに足るのである。

その年末十二月二十日に、兼家は太政大臣となった。在国ももとよりその儀に列したが、その宴席に於いて、かれは内大臣道隆に杯を勧めた。それについて小右記は

先例主人勸_レ之。但有_二事議所_一被_レ行敷、当_レ依_二大閤所_一勸敷。

と述べる。主人である兼家または道隆の方から従者たる在国に盃を勧めるのが通例で、何か相談事があったのかもしれぬが、兼家の方から盃を勧められるのが本当だというのである。おそらく、在国としては、兼家・道隆父子に対して、臣従の礼儀を忘れるほどに、よほど親密な感情を抱いていたのであろう。兼家の厚い親任の前に、

かれは油断していたのかもしれない。こうした態度が、若い道隆にとって、どのように受け取られていたかを、かれは気がつかなかったのではなからうか。

その結果は、翌年に至って、ときめんに現れた。即ち、正暦元年、かねてから病気がちであった兼家は、その為に住居を二条院から東三条院に移したりしたが効なく、遂に五月八日出家し、その二条京極第を仏寺に改め、法興院と名付けた。在国はその際、兼家の願文を作っている(門葉記)。

しかし、在国にとって、より重大な事件は、兼家が関白を長男道隆・次男道兼のどちらに譲るべきか、かれに相談を持ちかけたことであった。江訖抄一に、

大入道殿(兼家)臨終召有国二曰、子息之中以誰人二可讓二撰錄二乎、有国申云、令二執權二者町尻殿敷云々。是道兼之事也云々、又令レ問二惟仲二、惟仲申云、如レ此事可レ有二次第之理也云々、令レ問二大夫史国平二、国平申旨同二惟仲二、依二一人之説二遂被讓二申中関白二、関白撰錄之後被レ仰云、我以二長嫡二当二此任二、是理運之事也、何足二喜悅二、只以二可レ報二有国之怨二為レ悅耳云々、故無二幾程二及二除名二、父子被レ奪二官職二云云。

とある。「臨終」とあるが、道兼が摂政となったのは五月二十六日、兼家が薨じたのは七月二日である。この間、五月十四日に在国は蔵人頭に補されているから、兼家からかれにこの相談があったのは五月中・下旬のことであろう。そもそも兼家がこの様な相談をその家司たちにもちかけること自身が問題である。道兼は、花山天皇追出しに当って、兼家の意を受けて、大役を果たした功労者であるほか、文事にも関心が深かった。大鏡道兼伝に「御心いとなさけなくおそろしくて、人にいみじうをぢられ給へりし」とあり、又父兼家死後の服喪中にも念仏

もせず、

さるべき人々よび集めて、後撰・古今ひろげて、興言し遊びて、つゆなげかせ給はざりけり。そのゆへは、花山院をばわれこそすかしおろしたてまつりたれ、されば関白をもゆづらせ給ふべきなりといふ御うらみなりけり。よづかぬ御事なりや。さまざまよからぬ御事どもこそきこえしか。

と述べている。このような次男道兼のやっかいな性格を熟知しているはずの兼家であってみれば、花山帝追出しの際にはかれだけを破廉恥な悪事に散々こき使ったといううしろめたさも手伝って、この際軽卒に事を運んでは危険とも考えたであろう。兼家としては、長男でもあり、磊落豪放で人間も道兼に比べて出来ている道隆をと思ったにちがいないが、道隆が関白を継いだ場合の、道兼とその周辺の人間の反応もあらかじめ探っておきたくて、在国・惟仲（平）・多米国平ら家司に相談したのではあるまいか。結果は、在国以外の二人は嫡男道隆を当然としたので、兼家は一門の中に道隆の支持者が多いことを確かめて、最終的に事を決したのである。在国だけは卒直に自分の考を述べ、道兼を推した。後述の如く在国はもとから道兼の許に出入していた上に、道兼の才幹をそれなりに買うところもあっただろう。また道兼が文事に心を寄せているのを見て、詩文に携る者として、将来への打算もはたらかせたものであろうか。しかし結果的に見れば、在国の言ははなはだ甘かったと云わざるを得ない。

五月二十六日道隆が摂政となつて、翌々月、七月二日に兼家が薨すると、にわかに在国の身边はあわただしくなる。八月三十日、かれは従三位に昇叙された。勘解由長官は元のままながら、蔵人頭・右大弁の職は解かれた。公卿に列したのであるから、問題なく喜ぶべきことかとも見えようが、三位とは云え非参議である上に、それと

引きかえに藏人頭・右大弁という要職から離れたのは、好ましい事ではなかった。どころか、小右記に、「頻有_二辞申_一、而強以被_レ叙、被_レ放_二右大弁及所職等_一也」とあるのは、この人事が、おためごかしに在国をむりやりに閑職に追い放つものでしかないことを雄弁に物語る。さらに、これに加えて、冷酷な追い討ちをかけたのが、同年初冬に起きた秦有時の殺害事件である。本朝世紀十月十日条に、

亥時許、於左京大夫（源泰清）家東方、被殺害大膳大屬秦有時

この事件がどのような事情によったものかは、傍証資料がないので全く不明である。しかし、年も越えた正暦二年二月二日、在国はこの事件に坐して除名されるのである。日本紀略によれば、「大膳屬秦有時被殺害之間、依造意之聞也」とあり、百練抄にも「依為造意」とある。その殺害の企みに加わったとでもいうのであろう。これが、おそらくは事実無根で、道隆の指令による言いがかりであることは、前記の江談抄の所伝によっても察するに足る。また、栄花物語さまざまの悦びにも、兼家薨去の条に続けて

かかる程にもとより心よせ思し、思ひ聞えさせたりければ、有国は、栗田殿（道兼）の御方にしばしば参りなどしければ、摂政殿（道隆）心よからぬさまに思しのたまはせたり。さるは、入道殿（兼家）の、有国・惟仲をば左右の御眼と仰せられけるを、きめられたてまつりぬるにやと、いとほしげなり。

とある。秦有時殺害事件には触れていないが、事がらの真相は語っているといえる。

有時の殺された十月十日の直前十月五日には、道隆の長女定子が一条天皇中宮として立后しており、道隆にとってもはや怖るべきものは何一つ無い。関白が一介の無力な官人を追放するのは、まことに容易であった。四十才の在国にとって、今さらの如く、物言えば唇寒き世路の艱難が身にしてみたことであろう。

五

正暦二年春から一年半ほどの間、在国はこうして除名の身を自宅に謹慎していたのであろう。翌、正暦三年七月十七日、ようやく除名を解かれ、本の位階を復された^{*}(紀略)。やがて九月九日、内裏の重陽宴に陪席を許され、かれは述懐の詩を献じた。

除名之後初復^{三品}、重陽之日得^レ陪^三宴席^一、情感所^レ催欲^レ罷不^レ能、聊述^三鄙懷^一、呈^三諸知己^一

我是柴荆貶謫人

除^レ名二月花開日

籬落不^レ要陶隱醉

忽抛^三野服^一染^三愁淚^一

過死空為^三黃壤骨^一

半焦桐尾雖^三殘燼^一

籠鶴放^レ雲振^三泥翔^一

鬢斑蘇武初歸^レ漠

運任^三秋蓬^一風処轉

抽^レ簪將^レ學空門法

豈図徵召列^三文寶^一

待^レ詔重陽菊綻辰

蘭叢応^レ咲楚臣紐

更着^三朝衣^一責^三老身^一

愁生再踏^三紫震塵^一

已朽松心免^レ作^レ薪

鰲魚得^レ水潤^三枯鱗^一

舌在^三張儀^一遂入^レ秦

榮同^三朝菌^一露中新

未^レ報^三皇恩^一未解^レ紳

一首、比喻や故事を多用して、緊張を欠くうらみはあるが、その云わんとする所は明らかであろう。「柴荆貶謫

の人」であつた身が再び紫宸殿上に座し得たことについて、安愔の思ひは深かつたであろうが、ひたすらの歡喜の情は薄かつたらしい。「なまじいに生きて再び紫宸の塵を踏む」の文字にも辱めを受けた人間の心理の屈折を見るし、仏門に志を寄せるところも、ある程度は本音が出ているとみてよいだろう。当時の文人すべてに共通することだが、もともと在国も出世欲の強い人物である。麗藻述懷部所収の「向_二西京_一過_二孔門_一口号」と題する一首は、青年時代の作であろうが、

出_二入廟堂_一旧小生

空帰今日向_二西京_一

過_レ門礼拝殷勤祝

願許_二槐門作_二上卿_一

と、大臣にまでも立身したいと孔廟に祈っている。その彼にして、このいわれない屈辱の二年間を通過しては、ようやくその親友であつた保胤や惟成のいち早く俗塵を去つた心事も共感されたのではなかつただろうか。

その後正暦四年から五年七月まで、かれは散位の境遇にあつた。正暦五年八月五日に勘解由長官の職に復されたが、閑職に交りはない。つぎの長徳元年になつても、小右記に「散三位」と冠せられている(二月十
七日条)のだから推して知るべきである。その間には正暦四年三月二十二日、実資のもとに吉き夢想を得たと告げにやつてきたり(小右
記)、正暦五年二月十七日、道隆の積善寺供養の折に「奉造写供養仏堂經王願文」を道隆に代つて作っている。在国が無事に翌長徳元年二月十七日には道兼の長男兼隆の元服の儀に列席しているところを見ても、この頃には、ようやく道隆の勘氣も解けてきたのであろうか。^{*}

しかし、その道隆は間もなく長徳元年四月十日に、積年の大酒癖が祟つたものか、病に例れて薨じ、次いで道兼がせっかく待望の関白をつぎながら、疫病の為あつてなく五月八日に急死し、道長が、姉詮子の援助によつ

て、伊周をおさえて、六月十一日に内覧の宣旨を蒙ったのである。江談抄一には、この道兼死去の際に、有国は、関白の譲り状を書いて道長に渡すようにと道兼に具申したが、道兼は関白は譲り状など書くべきものではないといつて受け付けなかった、との話を伝える。先年、兼家から次ぎの関白について相談を受けた際に、目にあつたことも記憶に新しかったからだろうが、それ以上に、有国は道兼の死後に伊周と道長の間に生ずるはずの葛藤をはっきりと見越していたのである。かれが道隆の子の伊周を棄て、道長を推したのもまた当然であつた。

こうして、時代は一転機をむかえ、道長の全盛期に入つたが、在国はまもなく十月十八日、名筆家藤原佐理の後任として太宰大貳に任命された。

太宰大貳が当時の地方官中もつとも重要な官であることはいうまでもない。この事情について、栄花物語見はてぬ夢には

まこと、かの追ひこめられし有国、(中略)世はかうこそはと思ふほどに、この頃大貳(佐理)辞書奉りたれば、有国をなさせ給へれば、世の中はかうにこそはあれと見えたり。帝(一条)の御乳母の橘三位の、北の方にて、いと猛にて下りぬ。これぞあべい事、故殿(兼家)のいとらうたき者にせさせ給ひしを、故関白殿(道隆)あさまじうしなさせ給ひてしかば、めやすき事と世の人聞え思ひたり。

とある。「いと猛にて下りぬ」に、在国が心機一転勇躍して西国に赴いた意気込みを読みとる事が出来るであらう。世人も禍福常ならぬ相を在国に見て、祝福したのである。

在国が「有国」と改名したのもまたこの心境と関係があるらしい。大貳に任命された翌月、十一月三日、かれはまず長男貞順の名を、「順」は皇后の諱で憚りがあるからとて、貞嗣と改名したき旨の申文を奉った(分脈^{*5})。これ

が許されるや、年を越えた長徳二年正月に、今度は自身の名を「有国」と改名した（公卿補任）。それは事実その通りに認められたらしく、小右記には、三月二日条に「有国」と初出、以後はすべて「有国」であり、「在国」は用いられていない。この改名の理由は明白ではないが、そこに、彼の新しい人生に向っての新規蒔き直しの気持が働いているであろうと想像できる。その後、かれは三月二日に東三条院における法華講五卷日に列し、また閏七月九日祈年穀奉幣の儀にも列した後、八月二日に正三位＊に叙せられ。同月七日道長は赴任の途に立つ有国に餞けとして百錢を贈っている（小右記）。また、藤原公任も送別の歌をおくった。公任卿集に、

有国の大貳の筑紫に下るに

別れよりまさりて惜しき命かな君にふたび逢はむと思へば

ついでながら、公任卿集には、有国との平素の交渉を物語る贈答歌が他に四首見える。

北白河に人々まうであはむと聞えたりける日、雨ふりてとまりにければ、ありくにが聞えたりける
雨をなみふりはへおもふ山里につらくも雲のへだてたるかな

かへし

白河の河辺にたてる女郎花けふの雨にや身をしほるらん

ありくにが住まぬ家にて、九月九日

住む人もなき山里にきくの花秋のみ咲きてただに過ぎぬる

かへし、ありくに

住む人のにほひそふらん菊の花又うつろはぬ事をこそ思へ

また有国は藤原長能とも交渉があり、長能集に、

有国のさい将の家に、菊のはべりけるに

秋はててさだすぎにける菊の花すてぬやたれが家居するらむ
とある。有国自身もいちおうの歌読みでもあったのである。

さて、こうして有国は海路西国に向い、海上悪風に遭ったが、八幡神を祈念して順風を得、ようやく九州に上陸したという（八幡宇佐宮御託宣集四）。

大宰府に到着、落着く間もなく出来したのが、故道隆の長男藤原伊周の筑紫追却の事件であった。

これより先、前年五月に、道長は伊周を押えて内覧の宣旨を蒙ったことは前述の如くであるが、それは今年正月十六日伊周・隆家らの花山院奉射事件をきっかけとして、急転、四月二十四日には、この兄弟の失脚、京外遠くへの追放となって落着したかに見えた。しかし、播磨に流された伊周は母の貴子重病の事を聞くや、十月八日ひそかに入京した。この事は忽ち道長らの察知するところとなって、伊周はあらためて遠く大宰府に追却の処分を受けたのであり、扶桑略記によれば、伊周が大宰府に到着したのは十二月八日だったという。これについて榮花物語浦々の別に

その折の大式は有国朝臣なり。かくと聞きて御まうけいみじう仕うまつる。「あはれ故殿（道隆）の御心の、有国を罪もなく怠ることもなかりしに、あさましう無官にしなせ給へりしこそ、世に心憂くいみじと思ひしに、有国が恥は恥にもあらざりけり。あはれにかたじけなく、思ひもかけぬかたにも越えおはしましたるかな。おはやけの御掟よりは、さしましてつかうまつらむとす」などいひつづけ、よ

ろづ仕うまつるを、^(ハ)伊周^(有国)人づてに聞かせ給ふもいと恥かしう、なべて世の中さへ憂く思さる。^(ハ)有国

御消息わが子のよしなり^(廣業ノ誤カト)して申させたり。「思ひがけぬかたにおはしましたるに、京のこともおぼつかなく、驚きながら参るべく候へども、九国の守にてさぶらふ身なれば、さすがに思ひのままにえまかりありかぬになむ、今までさぶらはぬ。何事もただ仰せごとになむ随ひ仕うまつるべき。世の中に命長く候ひけるは、わが殿(兼家)の御末につかまつるべきとなむ思ひ給ふる」とて、さまざまの物ども、櫃どもに数知らず参らせたれど、これにつけてもすぞろはしく思されて、聞き過ぐさせ給ふ。

という。他に古事談二にも、これを傍証する記事がある。

^(ハ)有国^(有国)帥内大臣下向之間、使^(シ)広業於事^(イナ)表^(シ)丁寧供^(シ)進種々物等^(シ)云云

山中裕氏は、このあたりの栄花物語の文章が源氏物語の明石巻のそれに似ている点から源氏物語から逆影響を受けたものではないか、と疑っておられるけれども、ここに描かれた伊周の複雑な心理などは一概に源氏物語の模倣とは云いきれない真実性があって、多少の誇張はあるとしても、有国・伊周の間にこの種の交渉があり得たとは思ふ。今は敗残の身となった憎むべき敵、道隆の子に対して、冷たく当るよりはむしろ、それに露骨な同情を加え慰めの言葉をかける方が、より一層、敵を辱かしめ勝利を完璧にする所以でもある。伊周が「いと恥かしう、なべて世の中さへ憂く」感じ、有国の贈り物に対しても「すぞろはしく」思ったというのも、それが惨めな我が敗北を確認させられることであったからだろう。有国の親切がそうした実は悪意の業だったとの証拠はないし、むしろ筆者は素直に、有国の善意の行為と解したい。彼もすでに五十四歳、ようやく人生の晩年に近く、殊に辛酸を嘗め尽したとの感も一人であったであろう。その有国が、今さら二十歳そこそこの、我が子同様の青年

を相手に、むきになってその親の仕返しをする気もしなかったのではないか。少くとも主観的には、気の毒な貴公子に対して、至極容易な援助の手を差しのべたという事であろうし、伊周が彼の恩人兼家の孫である事を思えば、心はよけいなごもう。潜在意識の中に、右に述べたようなひそかな快哉勝利の声があったところで、それをわざわざ表層化して自身の行動に制肘を加えるような青くさい年令ではないのである。そして、こうした中から、有国の晩年の円熟した相貌が徐々に浮んでくるように思う。

翌長徳三年、四月に入って、伊周は隆家ともども赦免された。伊周はすぐにもと帰京を急いだが、有国は疫病の流行中であることを懸念して引きとめ、伊周もその奨めに従って出発を延し、帰京したのは十二月になってからであった（（栄花物語）
浦々の別）。

その後、長保三年春に至るまで、着任以来満四年半の間、有国は大貳としての職務に励んでいる。特に長徳三・四年の間は、高麗の入寇があつて、有国は大奮斗をした。高麗来寇の最初の記事は、長徳三年六月十二日の小右記に、有国の息貞嗣の来談として、有国の留守宅あて消息に、高麗の牒が来た為、城内の兵を徴して警戒に当たっている旨が見える。朝廷でも、翌十三日には大宰府解文につき議があり、十月一日には、南蛮人西国来寇を報ずる大貳の飛駅による奏状が届いた。さらに、年が明けた長徳四年二月にも、同趣の記事が百煉抄に見え、日本紀略九月十八日条にも、太宰府が貴駕嶋をして南蛮を捕えしめたよしが見え、越えて長徳五年に至っても、八月十九日大宰府は南蛮追討のことを奏した（紀略）。その間長徳四年七月十三日の権記に、太宰府が宋商曾令文を安置した旨の記述があるのは、南蛮人入寇に伴う危険を慮つての措置であろうか。これらの大宰府奏状の内容についてはここに解れないでおきたいが、多くはすこぶる具体的且つ詳細に入寇・討伐の実情を報じている。

ところで有国は、この間にも自己の榮進の為に手を打つことを忘れてはいない。かれが在京のころから道長に近づいたことは、その西下赴任に当って、道長から百錢の餞別を貰っていることから想像できるけれど、この高麗入寇に多忙だったころにも、対道長工作を通じて、立身をはかった形跡がある。

高麗入寇騒ぎが続いていた長保元年閏三月五日に、彼は彈正大弼を兼任する事となったが、これは治安警備の官であるから、当面の必要もあったのであろう。しかし、さらに、同年六月廿四日に、有国は參議に任じてほしい旨の申請書を提出している（朝野群載九、功勞）。その趣旨の大体は年来、大弁・藏人頭・勘解由長官等の重職を歴任した功に鑑みれば前例に徴しても參議に列するのは当然というのであるが、文中、自己の履歷を述べた個所に、

在国謬以是愚質、歷此頭要（中略）聖上從降誕之日、及儲貳之朝、久為本院之別當、多勤巨細之雜事、仏神祈禱、勤行超倫、近則朝家、被養度々神社行幸等御願、蒙入道大相国教旨二箇夜間為恐外池、洛東河水夜半祈請、相国深知愚忠、多加賞進、指天盟神、自在証知、（中略）在国法興院中、空漱紅淚於秋雨、木幡山下、独戴白骨於曉雲、其後旬日未汶、雨露忽乾、初解阿龜、而留一官後為庶人、而削三品、纔復官位、天独所祐也、何況瘴煙適霽、再望聖日之光、死灰更燃、幸逢仁風之扇、

という。一条天皇降誕以来今日まで孜孜として朝廷に仕え、為に大入道兼家に取り立てられたこと、また道隆の代に至って、官位を削られる憂目を見たが、再び晴天白日の身となって朝廷に仕え得る喜びを述べたものである。この内容に於いて、かなりはっきりと、中関白一門に對し非難を加える趣きのあるのは、中関白家にとって

は敵である道長の心証に阿附する効果をもつことは明らかであろう。

またそれと共に、有国は、それ以前から道長の家司となっていたものらしい。十訓抄上に「道長が東三条第の造管に際して有国が奉行したが、彼は何故か西泉の透廟の上長押の一間を打たせなかった。後日、道長の長女彰子がこの邸から入内した時、その為に無事御輿に乗ったまま出ることができた。その時彼は砌に伺候していて、咳ばらいをしたので、道長がその顔を見ると、指をさして上長押に目をやっていた。かねてからこのことを予測していたわけで、人々はその用意に驚いた。」との趣旨の話がある。彰子の入内は長保二年四月七日であるが、有国は、それ以前早くから、このような道長の信任厚い家司となっていたのである。西国赴任に際し道長から餞別を贈られたのもそういう関係からであろう。

右の参議叙任の申請書が提出された直後、七月二十六日に有国は道長のもとに松浦海でとれた九穴の蛇を贈っており（権記）、同月三十日には道長のもとへその消息が届いた（関白）。有国が参議となったのは、それより約二年後のことである。もともと家司であってみれば、主人に蛇を送るくらいは当然とも見えるが、獵官運動とまきり無関係とも思えまい。

こうした有国が、九州の地にありながら、任期満ちて帰京の日を待ちあぐねる心境にあったことはいうまでもなからう。そして、その希望は、長保三年正月十六日、有国大宰大貳解任、中納言正三位平惟仲をその後任として大宰帥とすることによって実現した。翌月二十九日、有国は早々と京都に召喚された。

しかしこの帰京は正常の満期による交替ではなかった。有国在任中の失政が人々によって指弾された結果である。

すでにその前年長保二年後半の記録にも、有国の行状について不審の条が散見する。たとえば、七月十三日には大宰府は本年銅を進むに堪えぬよしと、宋商曾令文の進上品の代価のことを朝廷に申請しているが、後者の件は、金の買上げ価格を朝廷は一両当り米一石とするのに対し、曾令文は三石を主張した為、先に、中間をとって一石五斗と決定していたが、なお先方は納得せず、故にあらたに、一両につき米二石としてほしいというもので、朝廷はその申請の通り許可している（権記）。ついで八月二十四日には宋商朱仁聰の訴えによれば、「自分の納入した商品の代金は、朝廷から代価の金を支給された大式有国との間に現金で支払われるとの約束があったに拘らず、今以て実行されない。朝廷では、あらためて現金を持たせて支払いの使者を遣わしたところ、大式は使者を制止して、宋商に会わせず、その料金までも横領してしまった」云々、とある。万事にこのようなやり方だとすれば、右の金の値段の件も、有国が中間で大もうけをしていそうに思われる。九月二十五日藏人所の使者が藏人頭行成の書状を持って現地に赴いたのも、その事情を檢する為であろう。その現地調査の結果は、有国の黒と出たらしく、越えて長保三年春、彼の解任・召喚となったのである。また朝野群載二十所出の、長保三年三月四日附、豊後守穴太愛親の申文は、ことに有国在任中の暴状を明らかにする。申文に言う（要約）

去る二月五日、丹波泰親が来謁して、「この度の上京は越訴のため非常の手段だが、これも大式有国の苦責に堪えず、逃亡して入京した」との話である。事情を察するに、「彼国人民離散、官物紛失之由、已有其聞」、就中未ニ交替、漸経ニ三代ニ云云、況前司逃亡之間、官物牢籠、尤多端乎」という次第である。云々

さらに七月二十八日附、観世音寺の什器調書によれば、有国は大式着任以来しばしば同寺に來り、鏡・車輒・琵琶

琵琶・朱砂・胡粉・仏像彩色料・辛櫃・経紙等にわたって借用したまま返済しないとある(根岸文書)。

有国が、清廉謹直の吏官ではあり得なかったことは、もはや明らかであろう。それは、かれの心が常に都に向いていたこと、大貳は出稼ぎの場でしかないことを思えば、あるいは無理からぬ事かもしれぬ。彼の前任者佐理も、後任の惟仲も、その後を継いだ高遠も、すべてその点では共通していたのだ。有国は、佐理や惟仲などのように、宇佐の神人などが陽明門前に集って非を訴えるという露骨な形とならなかったただけかもしれません。時代の大勢としては、律令の掟て通り、むなしく撫民濟世に力を致すよりは、崩壊し尽した国家の徴税機構の代りに、農民を力づくで収奪し、それを私的に権力者へ提供する者こそ、むしろ良吏とされた時代だった。有国は、その意味でまさに道長にとって良吏であったわけで、さればこそ失政を咎められるどころか、帰京の半年後に宿願叶って参議に列し得たのである。

六

帰京した有国は十月三日参議に列したが、続いて同月十日には、東三条女院の賀に際し院の家司たるの賞によって従二位に昇叙された(公卿補任)。

翌、長保四年、有国は六十歳をむかえた。参議としても今や最長老である。引き続いて二月三十日には伊豫権守を兼ね、その堂上の重みはようやく加わったの感がある。以後、諸記録に有国の名が頻出し、道長の側近としての姿をあらわにするのは当然にすぎない。以下、やや特殊な場合のみを挙げよう。長保四年八月十八日、道長邸に於いて廿八品和歌の会が開かれ、有国はその序を作った(権記)。その本文は本朝文粹十一に収められている

が、おのずから歌論の体をなしている。即ち、

和歌者、志之所_レ之也、用_ニ之郷人_一焉、用_ニ之邦国_一矣、情動_ニ於中_一、言形_ニ於外_一、遊讌歡娛之辞、樂且康、哀傷貶謫之詠、愁且悲、行旅餞別之句、惜而怨、鶯花疊藻之思、怆且憐、上自_ニ神代_一、下訖_ニ人俗_一、国風之始也、故以_レ和為_レ首、吟詠之至也、故以_レ歌為_レ名、和歌之美也、其来遠矣、自_レ爾以降、或応詔以撰_ニ録古今_一、或起意以編_ニ次新旧_一、興_ニ自_ニ万葉集_一、至_ニ于諸家集_一、巻軸已多、源流寔繁、行基菩薩婆羅門僧正者、当朝之化人、異俗之權者也、思_ニ靈山_一而成_レ詠、契_ニ真如_一而遺_レ詞、花山僧正、元慶之人師也、素性法師延喜之遊徒也、所_レ詠調什、多存_ニ人口_一（下略）

以下は、「しかるに法華を歌題としたものは、今日、左大臣道長が始めてである。列座の諸卿の中公任・斎信・懷忠・道綱・実資・公季・菅原輔正・源俊賢ら故東三条女院の旧臣で左大臣の骨肉ともいふべき人々をはじめ、群卿一同欣然と和し、万歳の声が風に乗って四方に伝わった」云々との趣旨である。一文、詩経大序や古今和歌集真名序等の模倣はもとよりであるが、法華経和歌の主題に即して、僧侶・歌人を列挙し、あるいは私家集にも触れるなど新味もないわけではない。先述の公任や長能との歌のやりとりとともに、有国の和歌の素養の一端は思わせられる材料である。また、右の如き当代の錚々たる顔ぶれの中で、特に当日の序文の作者に名ざされるのは、和漢に通じた文人という定評があったとみてよいだろう。

またこの年八月二十九日、公任・行成・斉信らと同車、道長に扈從して白川に遊び、有国はこの地の形勝を記した。翌九月十四日から数日間に亘った道長の長谷参詣にも扈從している。なおこの年十月二十一日、旧友の賀茂保胤が死去した。かれの出家後二十年、交友は薄れていたかもしれないが、哀悼の思いは深かったことであら

う。

ついでに云えば、有国と保胤との仲について、江談抄五に所伝がある。意識すれば、

有国は平常から保胤を非難していた。保胤の「守_レ庚申_二序」の「庚申者古人守_レ之、今人守_レ之」の文を、有国は「古の人守り、今の人守ると読んだらいい」と嘲笑った。また本文の不審を保胤に尋ねると、彼はいつも「有り有り」と答える。そこで有国は試みに、故意にありもしない本文を作つて尋ねたところ、やはり「有り有り」と答えた。それで保胤に「有り有りの主_{（主）}」とあだ名をつけた。保胤はこのことを聞くと長句を作つて、「蔵人所の粥は膏を焼き、平糲色_{（糲）}の恨は忘れ難し、金吾殿_{（公任方）}の杖は骨を碎き、藤勾当_{（有国）}之恩は報じ難し」といった。この言葉にはそれぞれわれがあつて、保胤の瑕謹を突いたものだ。古人は皆こんなふうであり、保胤は出家の身ではあつたが、人々に輕蔑されるのを憤つていたという話だ。

保胤、有国の人がらをまことに彷彿とさせる話であるが、だからといって二人がそれほど仲が悪かつたとするには当るまい。こうした痛烈な皮肉が云い合えるということが、旧友の有難さというものではなからうか。また前にも述べたが、江家の匡衡の立場からする起家の儒者輩への蔑視がこうした説話の成立に与つて力があつたとも云えるであらう。

長保五年にも有国にとって十二月に彈正大弼の兼任を解かれたこと以外に別段の事件はない。右大弁の行成・公任らと同車、又は同行して、道長邸に出かけたり、あるいは行成邸訪問などの記事が目につく（四月十四日・十月二
十五日・二十六日）ほかに、四月二十六日には帝の御前の韻掩ぎに加わり、五月六日内裏作文、九月九日内裏重陽作文に各出席、五

月二十七日には道長の宇治行に扈從した。十二月二十七日には、老身ながら荷前使として後田村陵へ立っている（以上何れも権記）。

やや注目すべきは、五月二十六日、前記帝の御前の韻掩ぎが終つて後、陣定あり、諸卿、国司の過・非過を論ずる中に、他はすべて非過を云うに對して、有国ひとり過を主張した（権記）。彼も時に自説を守つて譲らない性質でもあったのである。

翌、寛弘元年、正月二十六日、道長は為理の獻じた牛四頭の中の一頭を有国に与えている。やや文事に關係あり、記すべきものとしては、度重なる詩会の出席がある。閏九月三日道長邸作文会・同月十日左衛門陣講詩・同月二十一日道長宇治別業作文会・同月二十九日内裏作文会・閏九月九日内裏作文会・十一月二十五日道長第作文会（有国は序を作った）・同二十七日内裏作文会に各出席した。またこの年「金峯山贊」を作った（金峯山秘下）。道長はしばしば金峯山に登っているから、その折の奉納用に有国に作らせたものであろうか。

なおこの年の十月三日、有国は道長に五節料の絹を贈っているが、翌十一月十五日には、有国の妻橘三位のもとに、道長から五節舞姫の装束がおくられている。おそらく道長は有国に衣服の材料を負担させた代りに、その一部を以て装束を調整し、返し与えたものであろうか。橘三位は後に後一条天皇（敦成親王）の乳母となつた女性で、中宮彰子に仕える女房の頭株である。有国夫婦はこうして文字通り道長の股肱の家司になっていたのである。

翌、寛弘二年、有国の勤仕ぶりは、正月の如き、連日の如くに参内もしくは道長邸に出かけていて、まことに精励の感がふかい。その中で二月九日の権記に「有国聴政」とあるのは、いかなる意味か。上卿たるべき大臣大

納言級が缺席して議定の座を主宰したのであろうか。その貫禄の重さを思わせられる。この日、事終つて斉信・行成・俊賢らと共に美福門より大学寮まで歩いたところ、軽きに似たりと非難する者があったともいう（権記）。また四月十日賀茂斎院御禊の日、有国に斎院に出仕されたしとの依頼書が斎院より提出されている（小右）のも、その貫禄を示すものといえよう。今年も三月十二日内裏庚申作文会に、道長、斉信、俊賢らと共に出席している（小右）。

本年彼を殊に喜ばせたのは、子息広業が正月十日に昇殿、十一月十一日には課試に及第したことであつた。また逆に悲傷の思いが深かつたのは、かれの後任として太宰府に赴いた平惟仲が、旧年末に腰骨を折つて以来臥病、遂に三月十五日に六十三歳^{*}で死去したことであつた（小右）。惟仲は有国と同年令、すでに康保年中の「文友二十有余人」の中に有国自身がその名を挙げた古い友人である。交友すでに四十年。ことに近年は、大入道殿兼家の二つの眼と称せられて以来の切つても切れぬ仲であつた。先年の保胤の死以上に、有国の悲しみは深かつたであらう。江談抄三に「勘解由相公与惟仲成^レ怨事」の一条があつて、事の起りは、有国が石見前司、惟仲が肥後前司として共に奉幣使となつた際に争論があつたのが始まりだ、と言っている。有国が石見守をやめたのは天元五年秋、四十歳の時である。当時惟仲との間にこの種の事件がよく起つたにせよ、その頃から長く、二人揃つて兼家の家司として生活を共にした仲である。右の如き有国の言葉からみても、江談抄の所伝にはどうも悪意が感じられ、大局を見ず嘲戲を事とするものと察せざるを得ない。ついでながら、同じく江談抄三に、有国は応天門の変の張本人である伴大納言の生れかわりだと云い、有国の容貌が伊豆国に伝わるその絵像そっくりだというのも、その根には共通するものがありはしないだらうか。

寛弘三年。二月二十日道長第作文会・三月四日東三条第作文会に各出席(記 閑白)。八月十八日には賀茂奉幣使に任じられたが障りがあるとして辞退し、行成がその代りを勤めた(権記)。十一月十七日豊明節会には御酒勅使となった(権記)。また七月三日の議定には、前年十一月の内裏焼亡の折に焼損の神鏡改鑄の可否につき議せられたが、有国は新鑄すべからずの少数説を主張している(閑白 記)。

寛弘四年。正月二十八日、播磨権守を兼任三月三日道長第曲水宴の作文会・三月二十一日道長第作文会・四月二十五日内裏密宴・四月二十九日道長第作文会に各出席した。二月二十八日道長春日詣で、同じく四月十八日道長の賀茂詣でに各扈從(以上 閑白 記)。正月七日白馬節会に祿宣命を読んでいる(権記)。

寛弘五年。二月九日花山法皇が崩じ、有国は三月二十九日の四十九日法会に参会した(権記)。四月十三日中宮彰子土御内第遷御に供奉し(閑白 記)、同十八日道長の賀茂詣でに供奉した。九月十一日、中宮彰子は土御門第で敦成親王を出産、有国の妻の橘三位徳子は、その御乳母となった。九月十七日皇子七夜の産養に公卿たちは和歌を詠じたが、有国は執筆の役となり、今夜の志を注した(小右 記)。十一月八日中宮の内裏還啓に供奉した(小右 記)。

さて、この敦成親王誕生に際して、古事談一は次ぎのような説話を伝える。

——お産が長くかかったので、道長がもつと誦経などをと願くと、有国が「お産はもう済みました、これ以上の誦経など要りませぬ」と云っている処へ女房が走ってきて、「お産はお済みになりました」といった。あとで有国を呼んで、「どうして、そうと知ったか」と尋ねると、「殿は御障子を引あけてお出でになりました。障子の子を障ると書きますが、これが広く開きましたから、お産が無事に終ったと思いました」と答えた——

事の真偽をただす方法は全くない。ただ道長の忠実な配下であった有国が、院政期の人々からはこのように小器

用な男と思われていたことを示すものではあろうし、また説話者の嗜好というものが、とかくこの種の裏話または語戯への傾斜を示しがちであることも、いちおう留意しておく必要があると思う。

寛弘六年。この年一月末から二月下旬にかけて伊周の家人、源為文と伊周の叔母に当る高階光子らの道長呪詛事件が起きた。その騒動の為に手をとられて、道長以下任に当るべき上卿がなかったのであろうか、二月二十日の直物には、有国が奉行した(権記)。五月十七日、道長に供奉して、有国は六十七歳の老いの身で叡山に登った。十二月二日敦良親王七日夜の産養に、殿上人に禄を賜ったが、その記録は有国が書いた(関白記)。十二月二十六日中宮の枇杷殿への遷御に供奉した(関白記)。

翌寛弘七年。二月十六日には新たに修理大夫を兼任した(公卿補任)。閏二月二十日には昨年同様直物を奉行したが、文書の沙汰の間違が多く、八月二十七日の除目の儀にも、宮の文をとるに際し、殿上の間の戸から入室した(関白記)。これは従来未見のこと、礼を失うものだと権記という。年令のせいで有国も少々ボケてきたのであるうか。しかし閏二月十三日の陣定や右の八月二十七日の除目にも、彼は行成と共に執筆の役を果しており(権記)、九月九日重陽作文会にも出席(関白記)、さらに年末には荷前使に立っている(十二月十八日、関白記)とところでみれば、前年の比叡登山も合せ考えて、身体はさほど衰えてはいなかったであろう。

寛弘九年。今年も例年の如く元旦から年賀に参内、正月十四日には踏歌節会に列し、同十七日の射礼に参仕、同二十九日の除目召仰にも参内し、二月に入っても一日・四日と参内、除目表を清書し、同十三日釈典には大学へ出かけた。三月も十一日陣定、十八日道長第作文会に出席、二十日・二十一日・二十八日と参内が続いている。この頃はまた身体にさほどの異状はなかったのであろう。

ところが、記録には以後三・四・五の三ヶ月間その名を見ず、権記六月二十四日条に至って、有国が参議・修理大夫・勘解由長官の三職の辞表を、子息の右少弁資業に持たせて、道長の許に奉った、との記事がある。その前々日、六月二十二日に一条天皇崩御のことがあり、後一条天皇践祚に伴なう新朝の人事に、子息広業などの将来を、自分が引退することと引き換えに確かめておきたい、との気持もあったのか。しかし、彼の死はあと僅か二十日で訪れたのだから、より根本的には、この頃かれは病の床にあったものと考えた方がよいだろう。その病気はおそらく比較的短時日の間に増悪したのであらう。辞表は受理されたが、辞任は認められぬまま、有国は翌七月十一日に薨じた。享年六十九歳。

その年三月二日、かねてより金峯山参詣の為、道長は精進を続けていたが、たまたま小穢を生じた。道長は登山の可否を有国に質したところ、差支えあるまいと彼は答えた。「彼是心中為_二追從詞_一」と実資は日記に感想を記している。有国はたしかに、道長の従順な家臣として生涯を終ったといつて間違ひはない。と同時にまた、見逃し得ないのは、本朝麗藻下に収める有国晩年の詩一首である。詩題には「美州前刺史再三往復、訪以_二予病_一、不堪_二感懷_一、詩以答謝」とあるが、前美濃守が何人であるかは分らない。

一句臥_レ病絶_二交遊_一

唯有美州致_二悶愁_一

老眼昏朦如_レ遇_レ夜

衰容颯灑似_レ過_レ秋

山随_二寸步_一蹤猶險

水逐_二殘齡_一淚暗流

世上君留応_レ憶_レ我

荒墳宜_レ見暮松齒

一読、老病衰殘の心境がいたましい。殊に結句は死期を悟った者の言葉かと疑われるであらう。この詩が、そ

の死の直前の作であるとの証拠はなにもないが、かく察することによって、有国は、権力者の忠僕であっただけではなく、詩人としても死を迎えることができたことを我々は知り得るであらう。

〔注〕

- (1) 柿村重松「本朝文粹注釈」下六一三ページ。
- (2) 安和二年三月十三日の「吏部員外侍郎」が菅原文時であることは、本朝文粹九に菅原文時が、右と同じ折に作った「暮春藤垂相山庄尚齒会詩」の序があることによって明らかである。文時の式部権大輔在任期間は必ずしも明らかでないが、公卿補任天元四年尻附によれば、貞元三年十月十七日式部大輔に転じたとあるので、それ以前永く式部権大輔だったのであらう。
- (3) 公卿補任は「八月日復本位」とするが、今紀略に随う。
- (4) 『太宰府天満宮史料』所引「安樂寺草創日記」には、長徳元年正月二十一日に大式有国が廊内内宴を創始したとあるが、誤であらう。
- (5) 尊卑分脈に長徳六年のこととするのは誤であらう。今公卿補任その他に従う。
- (6) 公卿補任は閏七月二十日とするが、今、小右記・日本紀略に従う。
- (7) 山中裕氏『歴史物語成立序説』一三六頁。
- (8) 「中右記部類紙背卷七」によれば、寛治元年十一月二日、詩題「再吹菊酒花」。広業・公任・有国・右中将(俊賢)・伊頼・経通の詩各一首が見える。なお、日本紀略寛弘元年閏九月九日条に「今夜、於殿上守庚申御書所学生給祿、詩宴題云、再吹菊花酒」とあり、日時・詩題ともに紀略に従うべきである。(『平安鎌倉宋刊詩集』図書寮叢刊三五頁)
- (9) 公卿補任は五月二十四日、紀略は三月十四日とするが、今小右記に従う。

〔附記〕

小論は、元来、山岸徳平先生頌寿記念論文集（漢文学篇）のために執筆したものであるが、雑事にとり紛れて執筆が遅延、ようやく、ここに発表するものである。ここに謹んで山岸先生に非礼をお詫び申し上げますとともに、先生の一層の御健康を心からお祈り申し上げる次第であります。